

社団法人 農林水産技術情報協会定款

制 定 昭和52年11月4日
一部改正 昭和56年5月26日
一部改正 昭和59年5月23日
一部改正 平成4年5月26日
一部改正 平成11年5月25日
一部改正 平成14年5月23日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人 農林水産技術情報協会という。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 本会は、国、独立行政法人、都道府県及び民間の試験研究機関等と広く連けいを保ちつつ、農林水産業の試験研究及び技術開発（農林水産業に関連する試験研究及び技術開発を含む。以下同じ。）に関する情報交流及び調査、補完的な試験研究及び技術開発、研究成果の移転並びに研究交流に対する支援等を行うことにより、農林水産技術の普及と向上に資し、もって我が国農林水産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農林水産業の試験研究及び技術開発に関する情報の収集、加工及び提供を行うこと。
- (2) 農林水産業の試験研究及び技術開発に関する調査を行うこと。
- (3) 農林水産業の試験研究及び技術開発を行うこと。
- (4) 試験研究機関及び大学における農林水産業に関する研究成果の民間事業者への移転を行うこと。
- (5) 農林水産業の試験研究及び技術開発に関する国、独立行政法人、都道府県及び民間の試験研究機関等の交流に対して支援を行うこと。
- (6) 農林水産業の試験研究及び技術開発を行う試験研究機関等に対して提言、助言及び協力を行うこと。
- (7) 農林水産業の試験研究及び技術開発に関する啓発事業を行うこと。
- (8) 農林水産業の試験研究及び技術開発に関する著作物の検索、翻訳等及び印刷物の刊行を行うこと。

(9) その他本会の目的を達成するため必要な事業を行うこと。

(規 約)

第 5 条 この定款で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、規約で定める。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 6 条 本会の会員は次に掲げる者であって、本会の目的に賛同するものとする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 農林漁業者を構成員とする団体又はこれらの団体を構成員とする団体
- (3) 農林水産業に係る試験研究及び技術開発を行う法人又はこれらの法人を構成員とする団体
- (4) その他理事会が適当と認める者

(加 入)

第 7 条 本会の会員になろうとする者は、加入申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(脱 退)

第 8 条 会員は、次の事由により本会を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があったとき。
- (2) 会員たる資格の喪失
- (3) 死亡又は解散
- (4) 会費を3年以上納入しないとき。
- (5) 除名

2 前項第1号の申出は、脱退届を理事長に提出して行われなければならない。

(除 名)

第 9 条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の開催日の7日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 本会の事業を妨げ、又は本会の名誉をき損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の議決を無視する行為をしたとき。

2 理事長は、除名の決議があったときは、その旨を会員に通知するものとする。

(加入金及び会費)

第 10 条 会員は、加入の際に総会で別に定める加入金を納入しなければならない。

- 2 会員は、毎年総会で別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 既納の加入金及び会費は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(届 出)

第 11 条 会員は、その名称並びに会員の代表者として権利を行使する者の氏名及び住所を本会に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(賛助会員)

第 12 条 本会の目的に賛同し、所定の様式による申し込みをした者は、賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、本会が発行する資料等の配布を受けるほか、理事長が適当と認める場合には本会の事業に参加することができる。
- 4 賛助会員は、次の事由により、本会を脱退する。
 - (1) 賛助会員から脱退の申出があったとき。
 - (2) 死亡又は解散
 - (3) 賛助会員を3年以上納入しないとき。
 - (4) 理事長が除名を適当と認めたとき。
- 5 既納の賛助会費は、賛助会員の脱退の場合においてもこれを返還しない。

第 3 章 役員等

(役員の数及び選任)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上 20人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、総会において会員又は会員の代表者としてその権利を行使するものうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員又は会員の代表者としてその権利を行使する者以外の者から理事7人以内を選任することができる。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうちから、理事長1人、専務理事1人及び常務理事1人を互選する。
- 5 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）又は特定の企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(役員職務)

第 14 条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、事務局を統括して会務を処理し、理事長に事故のあるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、本会の業務を執行し、理事長及び専務理事に事故のあるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を組織し、事業を執行する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

第 15 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(辞任又は任期満了の場合)

第 16 条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(解任)

第 17 条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、総会の議決を経て解任することができる。この場合には、本会は、その総会の開催日の7日前までにその役員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えるものとする。

第 18 条 役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(名誉会長)

第 19 条 本会に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は総会において選任する。

(顧問及び参与)

第 20 条 本会に顧問及び参与それぞれ若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は本会の重要事項について理事長の諮問に応じる。

第 4 章 総 会

(総会)

第 21 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎事業年度1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めたとき。

(2) 会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 民法第59条第4号の規定により監事が招集したとき。

(総会の招集)

第 22 条 総会は、前条第4項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 前条第4項第2号に掲げる場合には、理事長は、請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催日の10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第23条 総会は、会員総数の過半数以上にあたる会員が出席しなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし次条第1号から第6号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第25条に規定する場合を除き、出席者（議長を除く。）の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第24条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 加入金、会費及び賛助会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更

(4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更

(5) 事業報告、収支決算及び財産目録の承認

(6) 規約の制定又は改廃

(7) その他本会の運営に関する重要な事項

(特別議決)

第25条 次の事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 会員の除名

(書面又は代理人による議決)

第26条 会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の日の前日までに本会に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数並びに会議に出席した会員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及び結果
 - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2人以上が署名し、押印するものとする。
- 3 議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

第 5 章 理事会

(理事会)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決事項)

第 29 条 この定款において別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (2) 事業計画等総会に附議すべき事項及び総会の招集に関すること。
- (3) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (4) 諸規定の制定又は改廃に関すること。
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(規定の準用)

第 30 条 第21条第4項第2号、第22条第2項及び第3項、第23条、第26条並びに第27条は、理事会に準用する。この場合において、「会員」とあるのは「理事」と、「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

第 6 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 31 条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

3 職員は、理事長が任免する。

(事業の執行)

第 32 条 本会の業務の執行の方法については、総会で定める規約によるほか、理事会で定める。

第 7 章 資産及び会計等

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(資産の構成)

第 34 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものによって構成する。

- (1) 本会の設立当初に寄附された財産
- (2) 加入金、会費及び賛助会費
- (3) 寄附金品
- (4) 助成金又は交付金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

2 本会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

3 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産と指定して寄附された金品
- (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

4 基本財産を取りくずす場合は、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けるものとする。

5 普通財産は、第 3 項の基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 35 条 本会の資産は理事長が管理し、その方法は理事会において定める。

2 会計に関する規定は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(経費支弁の方法等)

第 36 条 本会の経費は、資産をこえて支弁してはならない。

2 毎事業年度の収支計算における収支差額については、翌事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 36 条の 2 本会は、収支予算書に定める額の範囲内において、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を得た上で、長期借入れ（返済期限が 1 年以上の借入れをいう）を行うことができる。

(監 査)

第 37 条 理事長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、通常総会開催の20日前までに監事に提出してその監査をうけなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
- 3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 理事長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出してその議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の収支予算に準じて暫定予算を編成し、収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、当該年度の予算が直近に開催される総会において決定したときは、これを当該年度の予算に基づくものとみなす。

(報 告)

第 39 条 理事長は、毎事業年度開始の日から3か月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業概況報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及びその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の会員名簿及び前年度における会員の異動状況を記載した書類

第 8 章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第 40 条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(解散及び残余財産の処分)

第 41 条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けて解散する。

- 2 本会が解散した場合において残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林

水産大臣の許可を受けて本会の目的と類似の目的をもつ他の法人に寄附するものとする。

第 9 章 雑 則

(細 則)

第 42 条 この定款において別に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が決める。

附 則

- 1 この定款は、昭和52年11月17日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は第33条の規定にかかわらず、設立の日始まり昭和53年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は第13条第2項及び第4項の規定にかかわらず別紙のとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、設立の日から第1回の通常総会の終了の日までとする。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
(施行期日 昭和56年8月4日)

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
(施行期日 昭和59年7月11日)

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
(施行期日 平成4年6月29日)

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
(施行期日 平成11年6月29日)

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
(施行期日 平成14年7月8日)